

重度障がい者等タクシー料金給付事業申請書

大阪市長 あて

年 月 日

タクシー給付券の交付を申請します。

使用資格を失った時、不要になった時は区保健福祉業務担当へ返還します。

申請者 (本人)	フリガナ	住所 大阪市 区		
	氏名	丁目 番 号		
		(方書・マンション名など)		
	電話番号 - -	生年月日	年 月 日 (歳)	

70歳以上の方について→敬老優待乗車証の交付(無・有→敬老優待乗車証の回収)

新規交付 市外転入交付 その他

券種変更 [交通⇒タクシー、タクシー券各種変更]



変更前券種

タクシー・リフト付・併用

介護人付・介護人付(単独可)

単独用無料(被爆者・戦傷病者)・割引証

使用目的 [通勤 ・ 通学 ・ その他]

更新時交付方法 [郵送 ・ 窓口 ・ 点字(要・不要)]

手帳・証書 番号 []

旧券回収 ⇒ 済

旧券番号 []

審 査

無・有↓敬老優待乗車証の回収
70歳以上の方について↓敬老優待乗車証の交付

タクシー給付券

(冊目)(枚)

身障第1種

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、

【乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい】1 上肢の上肢機能2級以上又は、1 下肢の移動機能3級以上)

療育A・B 1

被爆者・戦傷病者 (項症)

リフト付タクシー給付券

(冊目)(枚)

身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級)

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、

1 下肢の移動機能3級以上)

リフト+タクシー併用給付券

(冊目)(枚)

身障第1種 (下肢・体幹機能・移動機能障がい1~3級、内部障がい1級)

身障第2種 (下肢3級の2, 3、下肢4~7級の複合により下肢の等級が3級以上、

1 下肢の移動機能3級以上)

タクシー券交付冊数(新規・券種変更)

4 ~ 7月 ⇒ 1冊目

8 ~ 11月 ⇒ 2冊目

12 ~ 3月 ⇒ 3冊目

タクシー券交付枚数(新規・券種変更)

4・8・12月 ⇒ 32枚

5・9・1月 ⇒ 24枚

6・10・2月 ⇒ 16枚

7・11・3月 ⇒ 8枚

受 領 欄

大阪市長 あて

年 月 日

交付番号

を受領しました。

氏名

処理	受付	審査	入力	確認

決 裁	課 長	課長代理	係 長	係 員

